

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月26日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第16号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 3の項の次に次のように加える。

3の2	中国横断自動車道 (尾道松江線)	尾道市美ノ郷町三成字住田（尾道ジャンクション）から 世羅郡世羅町大字川尻字大仙山（世羅インターチェンジ） まで
-----	---------------------	---

附 則

この公安委員会規則は、平成22年11月27日から施行する。